

誓約書

平成 年 月 日

(宛先) 松山市長

(申請者)

住所

氏名

都市計画法による許可を受けた後においては、下記の事項を遵守し、都市計画法及び建築基準法の規定に違反することのないよう施行することを誓約します。

記

- 1 許可を受けた内容を変更する場合は、許可を受けること。特に、予定建築物の用途変更については、都市計画制限の範囲内で行わないこと。
- 2 建築工事に着手しようとする場合には、建築確認申請書を提出すること（建築基準法第6条）。
- 3 他の法令の規制を受ける場合は、その許可等を受けること。
- 4 都市計画法第29条に基づく許可の場合は、次の事項を遵守すること。
 - (1) 工事に着手しようとするときは、工事着手届を提出すること（松山市都市計画法施行細則第6条）
 - (2) 工事期間中は、当該開発区域内の見やすい場所に開発行為許可標識を掲示するとともに、許可条件に従い工事を施工すること（松山市都市計画法施行細則第8条）
 - (3) 工事を廃止しようとするときは、その旨を工事の廃止の届出書により届け出ること（都市計画法38条）。
 - (4) 工事を完了したときは、その旨を工事完了届出書により届け出ること（都市計画法第36条第1項）。
 - (5) 建築確認申請書には、開発行為に関する検査済証の写し又は工事完了公告前の建築物の建築承認書の写しを添付すること。

以上